事例 **1**

高齢者と養護者が依存関係にあり分離を拒否 していたケース

虐待の種類

○身体的虐待 ○経済的虐待 ○心理的虐待

関係機関

○市町村 ○地域包括支援センター ○警察 ○訪問介護○デイケア ○病院 ○居宅介護支援事業所 ○相談支援事業所

1ケースの概要

本人の状況

- •80代女性
- ・要支援1 (認知症なし)
- 国民年金受給

養護者(虐待者)

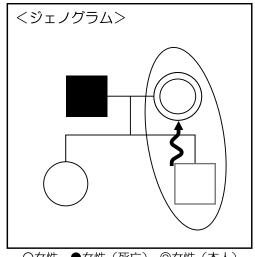
- ・息子(50代)
- ・統合失調症(手帳あり)

本人の住居の状況

・戸建の持家にて親子で2人暮らし

本人の家族の状況

・長女(50代・別居)…近隣市町村に居住



○女性 ●女性(死亡) ◎女性(本人) □男性 ■男性(死亡) 回男性(本人)

2 虐待の状況と市町村の対応

① 発見までの経過と虐待の状況

母親から警察に110番通報があった。「息子が酒を飲んで暴れている。助けてほしい。」という内容だった。警察が現場に急行すると、酒に酔った息子が母親に対し殴ろうとしたところを、友人が止めに入っていたところであった。警察が母親から状況を聞くと、「夜中に友人を呼び、家で酒を飲んで騒ぐので注意したら、息子に突き飛ばされた。」と話しており、警察は高齢者虐待の案件としても考えられるため、市町村への通報に至った。

その後市町村は事実確認のため自宅を訪問しから母親と息子に連絡し、市町村職員は息子、地域包括支援センターの職員は母親からの話を聞いた。母親は「息子に殴られて怖かったが、息子と離れて暮らしたいわけではない一緒にいたい。一緒に生活することに不安はあるが離れたくない。」と話し、息子は「母親にうるさいことを言われかっとなって殴ってしまった。しかし今後も母親とは一緒にいたい。」と話した。

② 市町村の対応・判断

コアメンバー会議を行い、虐待の判断と今後の支援の方向性を話し合った。両者ともに分離することは望んでいないが、市町村職員が何度か息子から聞き取りを進めると「母親の面倒を見ることがストレスとなっている。前までは精神科へ通院していたが今はしていない。自分のことをかまっている余裕はない。」と答え統合失調症の服薬もできていないようだった。また、経済的な面でも、母親は「息子にすべて任せている。」と話していたが、光熱費の滞納も見られた。

両者の話を聞き、今後のことを考え分離の対応をするか、在宅サービスを導入し二人での生活を継続するための支援を行うかを検討した。

検討の中で、身体的虐待が恒常的に行われていなかったことや在宅サービスを利用せず生活していたため起きてしまった事案であり、それほど緊急性は高くないと考え、今回は虐待の判断はせず、今後も一緒に生活を送れるよう関係機関に必要なサービスが受けられるように調整を行い、継続的に支援を行うこととなった。また、息子側の支援者として過去に通院歴があった病院の PSW と数年前に利用していた相談支援事業所の担当者にも今後の会議に参加してもらうように調整を行った。

③ 本人と家族の意向

母親と息子は今後も一緒に暮らしていきたいと思っている。

長女は今の2人の状況を考えると別々に暮らしていくのは仕方のないことだと考えており、別々に暮らして弟と母親の関係性がよくなると良いと思っている。

④ その後の支援経過

まず、母親と息子2人が今まで利用していなかった福祉サービス利用のため地域包括支援センターは母親を居宅介護支援事業所に繋ぎその後ケアマネジャーがつき、デイサービスやホームヘルパーを利用した。また滞納については、今後滞納がないように母親と息子と市町村職員で公共料金等はすべて口座引き落としの手続きを行った。息子はPSWと相談支援事業所の担当者が面談を行い精神科への通院、デイケアの利用を開始した。

しかし、3か月後息子は精神科への通院をやめてしまった。病院の PSW から連絡を受け、相談支援事業所の職員が息子を訪問しても「母親の面倒をみている。デイケアや病院にはもう行けない。」と話しており、相談支援事業所は市町村へ状況を伝えた。市町村はそれを受け、母親が利用しているデイサービスに状況を確認したところ、先月から利用料の滞納や、送り迎えの際の息子が母親に対して「早く歩け、イライラさせるな。」などの横暴な態度が何度か見られたとのこと。

市町村は本人に最近の息子との生活について確認を行ったが、身体的虐待等はないようだが、本人も「息子は昔から言葉遣いは悪かった。自分の育て方が悪かった。」と話していた。

サービス利用料の滞納等は、経済的虐待の疑いが考えられることや、息子の精神状況の悪化もあることから、分離対応の検討の必要性があるため、再度コアメンバー会議を開いた。息子は「デイサービスに行く母親の準備を自分は世話をしなくてはいけない。自分のことはしている余裕はない。」と話した。この状態をみて虐待の判断をし、分離をする方向性で支援計画を策定した。

本人に分離の話をすると、「確かにもう無理かなと思っていた。」と話し施設入所を決めた。息子は 拒否的であったが、精神科医からの説得もあり自分と向き合う時間の必要性について考え、納得し了 承した。母親は契約により有料老人ホームへ入所、息子は再度精神科への通院を開始し、デイケアの 利用も再開した。

現在は、月に2回面会をし、二人は安定した生活を送っている。

3 解説

① 分離の検討について

今回のケースは当初は、母親、息子両者が分離を拒否しておりまた在宅サービスを使用していなかったため、虐待の判断はせず一度在宅サービスを利用し、困難ケースとして関わりを継続していました。しかし、それでも上手くいかず、経済的虐待や心理的虐待が発生してしまいました。

市町村は今後同じようなことが起きる可能性がかなり高いことや経済的にも二人での生活を継続することが難しいこと、息子の精神状況をふまえて虐待の判断と分離の対応を行いました。

今回分離対応を行うまで時間を要しましたが、個別ケース会議において、生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくと重大な結果が招くことが予測されると判断された場合には、迅速かつ的確な対応が必要となります。

また、援助方針を検討する際には虐待の状況に応じて多面的に状況分析を行い、支援がなされるよう検討することが必要です。高齢者本人がどのような支援や生活を望んでいるのか、本人の意思を確認し尊重することも重要です。

② 虐待を受けた高齢者への支援の視点

市町村は高齢者虐待の判断をし、高齢者と養護者のどちらも支援を行います。

虐待にあった高齢者は無視されていたり暴力を受け本来の本人の自信を失い無気力な状態になっています。高齢者の心理状況を理解し、自己決定ができる支援を行うことが重要です。

また、認知症がある場合でも時間はかかりますが、本人の意思を確認するために面接の際の表情や 関係者とのやり取りの反応を確認し、できる限り本人の意向を優先することが求められます。

しかし高齢者本人が分離保護を拒否する場合であっても、事実確認の情報をもとに客観的にみて「高齢者の安心・安全の確保」が必要な場合は「自己決定の尊重」よりも「高齢者の安心・安全の確保」を優先させます。(P. 9 参照)

[図表 4 -27] 本人意思の確認・尊重のポイント

1 本人への情報提供とエンパワメント

- ・現在の状況や支援の方法、今後の生活についての見通し等についての情報提供や様々 な支援をすることで、本人が自分の状況や望ましい生活の在り方を客観的に考えられ るよう働きかける。
- ・本人の意思は確定しているものではなく、支援の過程でも変化しやすいことを理解する。

2 本人の表情・言動への注意

- ・関係者からの情報収集やカンファレンスでの意見交換の中で、ストレートに表現され なくても意思を読み取れる表情や言動についての情報が得られることがある。
- ・認知症だから分からないと決めつけるのではなく、快・不快や、したい・したくない 等意思表示をしやすい言葉かけを工夫したり、自然な対応で様々な感覚を生かしたコ ミュニケーションを心がける。

3 本人と虐待者の同席場面と分離場面の違いの観察

・本人と虐待者が一緒の場面と、分離して同席しない場面との違いをみる。本人の怯え、 リラックスの状況を表情などから観察し、本人の感じ方を探る。

4 分離により落ち着いた環境の中で本人の状況を観察

・高齢者をショートステイなどで一時保護し、ケアの行き届いた落ち着いた環境の中で 高齢者の状況を観察し、適切と思われる対応策を検討する。

5 主たる協力者の発掘

- ・本人の考え方や意思をある程度把握し、代弁できると見られる協力者を家族、親族、 近隣住民等から探し出す。
- ・本人の意思表示がはっきりしていた時のことを知る人から、本人の考え方やパーソナ リティの傾向についての情報を収集し、それを踏まえて本人にとってより良いと考え られることを判断する。

6 本人の利益を多角的に考える

・本人が人としての尊厳が守られた生活を送れることを前提として、何が本人の利益に かなうのかを様々な立場から多角的に考える。

7 必要に応じた権利擁護事業の活用

- ・必要に応じて、地域権利擁護事業や成年後見制度を活用し、本人の身上監護の実施や 後見的立場の人材確保を行う。
- 【出典】東京都福祉保健局(2006)「高齢者虐待防止に向けた体制構築のために―東京 都高齢者虐待対応マニュアル―」P.112

③ 養護者支援

高齢者虐待防止法では、市町村は養護者による高齢者虐待の防止および養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者および養護者に対して相談指導および助言を行うとともに養護者の負担軽減のため、養護者に対して必要な措置を講ずることが規定されています。(高齢者虐待防止法 第6条、第14条)

高齢者だけに支援を行うのではなく、養護者へ支援を行うことが虐待解消と高齢者が安心して生活 を送ることができる環境整備に必要です。

両者に支援を行う中で留意すべき点は高齢者、養護者それぞれの利益が対立して根本的な問題の解決ができなくなることを避けるため、別の対応従事者によってする必要があります。

今回のケースは養護者が精神疾患を抱えていましたが、病院への通院や福祉サービス等の利用はしていませんでした。

養護者が虐待発生の要因に直接関係しない疾患や障害、生活上の課題を抱えている場合はアセスメントを行い、適切な支援につなげることが重要です。

④ 介入拒否する高齢者について

今回のケースのように、高齢者と養護者の関係に依存性が高い場合は特に養護者だけではなく、高齢者本人も介入を拒否する場合がある。その場合、虐待対応で動いている市町村職員や地域包括支援センター職員よりも、今まで関係性を築けている、ケアマネージャーやかかりつけ医、ホームヘルパー等も関係者が主たる支援者となり関わる事も考えられます。

支援方針の検討に当たっては、高齢者本人や虐待者を含む家族との信頼関係を構築していくために 方策についても検討し、対応を図っていく必要があります。

様々なアプローチを試みても家族の介入拒否が解消されず、高齢者の生命や身体の重大な危険が懸念される場合には、適切な時期に高齢者虐待防止法による立入調査を実施することになります。

被虐待者が介入を拒否している場合には支援が必要な理由やその方法、今後の生活への見通し等を 丁寧に説明することになりますが、最終的には本人の意思を尊重します。

[図表 4 -29] アセスメント結果を踏まえた支援メニュー選定の考え方

アセスメント結果	支援メニュー選定の考え方
① 被虐待者の生命にかかわるような重大な状況にある場合(緊急事態の際) ② 虐待者や家族に介護の負担・ストレスがある場	 ・緊急的に分離・保護できる手段を考える(警察・救急も含む)。 ・施設入所、一時保護、入院など。措置権の発動も視野に入れて対応を図る。 ・訪問(定期的、随時)や電話で、虐待者の話を聞き、家族が頑張っていることを支持する。
合 合	 ・在宅サービスを導入・増加する(特にデイサービス、ショートステイ利用により介護を離れることができる時間をつくる)。 ・同居の家族や別居の親族の間で介護負担の調整を勧める(一時的な介護者交代や介護負担の分担など)。 ・施設入所を検討する。 ・介護についての相談窓口、地域の家族会などを紹介する。 ・専門家のカウンセリング。
③ 虐待者や家族に介護の 知識・技術が不足してい る場合	・介護の知識・技術についての情報提供・在宅サービスを導入し、サービス提供の中で知識・技術を伝える。
④ 認知症がある場合	・家族に認知症の症状やかかわり方についての情報提供、 説明・指導 ・家族に認知症についての相談窓口(医療相談を含む。) を紹介し、かかわりについての専門的な助言を受けるよ う勧める。 ・服薬等により症状のコントロールが可能な場合があるの で、専門医を紹介し診断・治療につなげる。 ・地域権利擁護事業、成年後見制度の活用を検討する。
⑤ 高齢者本人や家族(虐待者含む)に精神疾患や依存などの問題がある場合	・精神疾患、アルコール依存など→保健所又は医療機関につなげる。 ・障害(身体・知的)→障害福祉所管課につなげる。 ・地域の民生委員等に見守りを依頼する。 ・成年後見制度(本人後見、家族後見)の活用を検討する。
⑥ 経済的な困窮がある場 合	・生活保護支給申請につなげる。状況によっては、職権による保護も検討する。・各種の減免手続きを支援する(都営・市営住宅家賃、教育費等)。
⑦ 子や孫が抱える問題が ある場合(児童虐待の併 発、孫など子どもへの影 響など)	・子ども家庭支援センター、保健所・保健センターなどに よる支援を図る。

【出典】東京都福祉保健局(2006)「高齢者虐待防止に向けた体制構築のために―東京 都高齢者虐待対応マニュアル―」P.115